

那須訪問診療所

重要事項

医療法人社団 弘徳会

(介護予防)訪問リハビリテーション 重要事項

医療法人社団 弘徳会 那須訪問診療所

1 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業(以下「訪問リハビリテーション」という)の適正な運営を確保するために人員、組織及び運営管理に関する事項を定め、要介護者等が居宅において日常生活を営むために適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とします。

(2) 運営方針

在宅療養をしている利用者の「生活の質」を確保するため、保健・医療・福祉関係者と密接な連携のもとに、在宅療養が継続できるよう支援します。また、円滑な事業運営に努め、在宅ケアの推進を図ります。

2 職員の職種、員数及び職種内容

令和6年4月現在

職名	資格	常勤(人)	非常勤(人)	職務内容
管理者 職員	理学療法士	8		訪問リハビリテーション
職員	作業療法士	1		訪問リハビリテーション
職員	言語聴覚士	1		訪問リハビリテーション
合計		10	0	

3 営業日及び営業時間

営業日 平日：月曜日～金曜日 9:00～18:00

休業日 土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

4 訪問リハビリテーションの提供方法及び内容

(1) 提供方法

医師の指示に基づき、別添の「訪問リハビリテーション計画書」に沿ってサービスを計画的に提供します。

(2) 内容

安定した生活を送れるように、以下のようなサービスを提供します。

- ① 身体機能訓練(麻痺の改善、関節や筋肉の状態調整、筋力向上、座位や立位訓練、言語機能、嚥下機能など)
- ② 生活動作練習(歩行練習、着替え動作練習、トイレ動作練習、入浴動作練習)

- 摂食動作練習、実用的コミュニケーション練習など)
- ③ 応用動作練習（家事動作練習、外出練習など）
 - ④ ご家族への介助方法説明
 - ⑤ 利用者・ご家族への障害や能力の説明
 - ⑥ 家屋環境評価、家屋改修案相談、福祉用具選定相談
 - ⑦ 機能維持・改善のための自主練習方法提示
 - ⑧ その他、利用者・ご家族が生活の中で不安に感じていることに出来る限り対応

5 利用料金

(1) 保険利用料(別添「料金表」のとおり)

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として負担割合証に基づく利用者負担となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

6 通常の事業の実施地域

那須町 那須塩原市 大田原市

7 サービスの内容に関する相談・苦情窓口

利用者又は、その家族から相談・苦情があった場合の対応については、円滑・迅速に対応します。

(1) 当診療所の常設窓口

担当者 高久晋

電話 0287-73-5049 FAX 0287-73-5515

電話対応時間 9:00~17:00(土日祝、年末年始除く)

尚、担当者不在であっても、基本の事項については誰でも素早い対応ができるように、教育または環境整備を整え、必ず担当者に引き継ぐものとします。

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申し出等が出来ます。

- ・ 那須町 保健福祉課 介護保険係

電話 0287-72-6910

- ・ 那須塩原市 高齢福祉課 介護管理係

電話 0287-62-7191

- ・ 大田原市 高齢者幸福課 介護認定係

電話 0287-23-8678

- ・ 栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課サービス担当

電話番号 028-643-2220

苦情受付対応時間 月~金曜日 8:30~18:00 (祝日及び12月29日~1月3日を除く)

8 緊急時・事故発生時の対応

サービス提供により緊急事態や事故が発生した場合は、速やかに利用者のご家族・居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

主治医	氏名	那須訪問診療所		
	住所	那須塩原市佐野2-19	電話番号	0287-73-5047
ご家族様	氏名			
	住所		電話番号	

9 サービスの終了

(1)利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の14日前までにお申し出ください。

(2)当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事業により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了30日前に文書で通知します。

(3)自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合（介護保険給付費でのサービスは受けられませんので、ご相談ください。）
- ③ 利用者が亡くなられた場合

(4)その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

10 当事業所の概要

事業所名 那須訪問診療所
事業者主 医療法人社団 弘徳会 理事長 菊池章弘
所在地 〒329-3142 栃木県那須塩原市佐野 2-19
電話番号 0287-73-5047
事業所番号 0911310225